

瑞浪市型下水道用グラウンドマンホール認定基準

1 目的

瑞浪市の公共下水道事業、農業集落排水事業等において使用するマンホール蓋を認定する場合の基準として規定する。

2 認定基準

蓋の認定については、製造工場ごとに申請し、次の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場（国内）で製作されたものであること。
- (2) 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に認定申請書（様式第1号又は様式第2号）を提出し、その内容が適正と認められること。
- (3) 瑞浪市型下水道用グラウンドマンホール性能規定書に適合し、瑞浪市が行う製品検査に合格すること。（様式第3号又は様式第4号）
- (4) 岐阜県内の公共工事において納入実績が3年以上あること。

3 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式第5号又は様式第6号）

4 認定期間

認定の有効期限は、3箇年とする。ただし、有効期限の最終は、3箇年目の年度末とする。

5 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

この場合において、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式第7号）

6 認定の取消し

認定した製品（製造業者）において、次の事項が生じたときは、瑞浪市の認定を取り消すものとする。（様式第8号）

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正又は反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取消しを申し出た場合

この場合において、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取消しを行うことができる。

7 その他

- (1) 瑞浪市型下水道用グラウンドマンホール性能規定書は、平成28年4月1日から実施する。
- (2) 瑞浪市は、認定期間内において認定申請書の内容確認等、必要に応じ立入検査を実施し、又は書類の提出を求めることができる。
- (3) 合格した製品の納入後であっても、瑞浪市が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜取検査を行うことができる。

- (4) 瑞浪市が行う製品検査及び立入検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (5) 製造業者は、納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出することとする。
- (6) この基準に疑義が生じた場合は、瑞浪市の指示又は両者の協議により決定するものとする。

8 実施日

瑞浪市型下水道用グラウンドマンホール認定基準は、平成28年4月1日から実施する。